

(日本語訳)

受文者：亜東関係協会

交流協会台北事務所

主旨：衛生福利部食品薬物管理署から日本側による輸入審査書類の内容確認を要求されていることについて

説明：

- 一 衛生福利部食品薬物管理署は、日本産食品を輸入する業者に対し、現場の輸入検査官の判断によって、日本の製造企業等による産地証明書類の提出を求めているものと承知している。ここ数日、これら提出された産地証明書類の一部について、各検査官から交流協会に対して、内容の事実確認を要求する電子メールが到達しているところである。また、業者からの聞き取りによると、輸入検査官から業者に対しては、「日本側が回答しないから通関できない」との説明をしているようであり、業者から交流協会に対しては、「なぜ日本側は日本企業が困っていることに対応しないのか」との怒りを含む連絡が来ている。
- 二 交流協会に対して産地証明書類の事実確認を求めることは、交流協会を通じて実質的に日本の当局による公的な審査を求めることに等しい。現在、日台は衛生福利部が2014年10月28日に公告した日本産食品への検査証明書及び産地証明書の添付義務案をめぐって協議を行っているところであり、現状において日本側に産地証明書類の事実確認を行う義務はない。こうした中で、台湾側の現場担当官の独自の判断で一方的に日本側に産地証明書類の事実確認を求めるという事態が生じていることは、極めて遺憾である。本件措置は、日本産食品の輸入手続に混乱を来している。
- 三 台湾側におかれては、ただちにこのような恣意的な運用を停止されたい。

正本：亜東関係協会

副本：衛生福利部食品薬物管理署、經濟部国際貿易局、經濟部經貿談判弁公室